

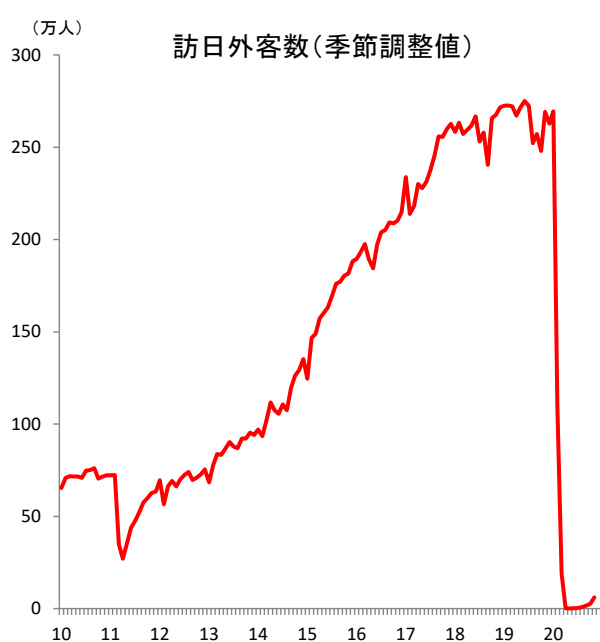
Economic Indicators

発表日: 2020年12月16日(水)

訪日外客数(2020年11月)

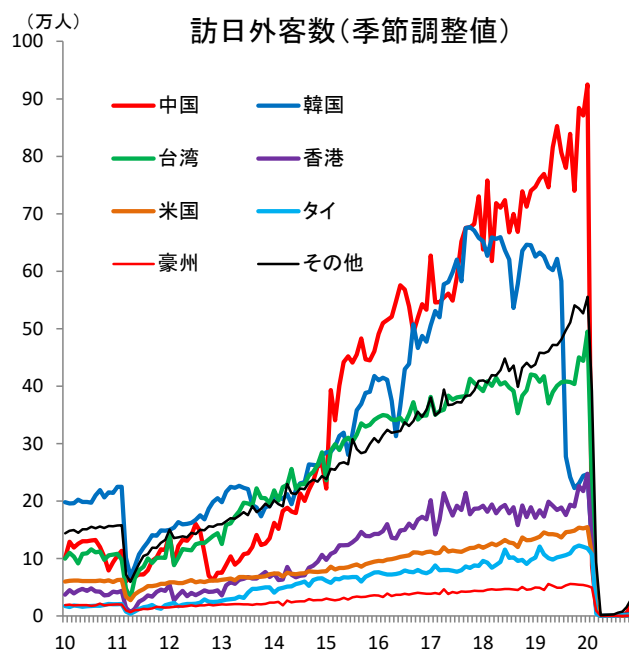
～入国制限緩和の影響は徐々に現れるも、感染状況悪化により冬季における一段の緩和は困難～

第一生命経済研究所 調査研究本部 経済調査部
副主任エコノミスト 小池 理人 (TEL: 03-5221-4573)



(出所) 日本政府観光局「訪日外客数」

(注) 季節調整は第一生命経済研究所



(出所) 日本政府観光局「訪日外客数」

(注) 季節調整は第一生命経済研究所

○訪日外客数は底這い圏での推移が続くも、入国制限緩和の影響は商用客で徐々に現れる

12月16日に日本政府観光局 (JNTO) から発表された20年11月の訪日外客数は56,700人、前年比▲97.7% (10月: 同▲98.9%) と前月から減少幅を縮小させた。季節調整値でも前月比+124.3% (10月: 同+69.5%) と増加した。特に、ベトナムについては、11月1日からビジネストラックの運用が開始されたことに加え、ベトナムに対する感染症危険情報のレベル2への引き下げに伴って上陸拒否及び上陸時のPCR検査受信対象指定が解除されたことにより、前年比▲64.9% (10月: 同▲86.7%) と前年比での減少幅を大きく縮小させている。もっとも、訪日客数全体として見れば、ゼロ近辺での推移であることには変わりがなく、入国制限による訪日外客数の蒸発状態は続いている。訪日客消費についてみても、新型コロナウイルスによる影響が顕著に現れている。訪日客消費はGDPでは「非居住者家計の国内での直接購入」としてカウントされるが、これはサービス輸出の一部に該当する。2020年度7-9月期のインバウンド需要 (実質・非居住者家計の海外からの直接購入) は前年同期比▲87.8%と、4-6月期の同▲89.5%から小幅に減少幅は縮小したものの、依然としてインバウンド需要は底這い状態が続いている。

○当面の間、入国緩和の進展は見込み難いが、春先の感染状況次第では観光客の一部回復の可能性も

今後の訪日外客数の動向については、主に商用客を対象にした往來の再開が進むことで、緩やかながらも回復基調に復していくとみている。11月30日からは日中間でビジネス客等を対象とした往來が再開されるなど、入国制限緩和の動きが見られている。中国が商用客全体に占める割合は21.2%（2019年）と最も高く、商用客回復の追い風になるものと考えられる。もっとも、足もとでの感染状況の悪化により、入国緩和の動きは停滞することが予想され、少なくとも感染が拡大しやすいとされる冬季の間は一段の緩和を進めることは難しく、緩和対象拡大による訪日客の回復は望み難い。

一方で、訪日客回復の萌芽も見られている。一部報道によると、日本政府が海外からの小規模分散型のツアーを受け入れる検討に入ったと報じられており、これまで回復の兆しが見られなかった観光客についても回復の兆しが見え始めている。もちろん、観光客受け入れの議論は感染状況の改善が前提となるが、これまで商用客を中心とした議論にとどまっていた入国緩和の対象に観光客が加わる影響は大きい。訪日外客数全体の88.6%（2019年）を占める観光客についての入国制限緩和が進めば、訪日外客数全体について、回復の動きが強まるだろう。

世界的にはオーストラリアとニュージーランド、香港とシンガポールなど、トラベルバブル（近隣の域内旅行）を構築し、両国間の往來再開を目指す動きが見られている。南半球に位置し、既に冬季が明けたニュージーランドにおいては来年第1四半期中に隔離措置無しでオーストラリアからの渡航を認める方針が明らかにされるなど進展の動きがみられており、日本においても気候要因が感染状況にプラスに働くことが見込まれる春先に感染状況が改善する場合には、観光客への門戸を一定程度開く可能性は十分にあるだろう。

入国制限の緩和状況

7月29日	タイ、ベトナムとの間でレジデンストラックの受付を開始
	入国拒否対象地域指定以前に日本を出国した再入国許可保持者の再入国に向けた手続きを開始
9月1日	在留資格を有する外国人の再入国を原則容認
9月8日	マレーシア、カンボジア、ラオス、ミャンマー、台湾との間でレジデンストラック（※1）の受付を開始
9月18日	シンガポールとの間でビジネストラック（※2）の受付を開始
9月30日	シンガポールとの間でレジデンストラックの受付を開始
10月8日	韓国との間でビジネストラック・レジデンストラックの受付を開始
	ブルネイとの間でレジデンストラックの受付を開始
11月1日	ベトナムとの間でビジネストラックの受付を開始
11月30日	中国との間でビジネストラック・レジデンストラックの受付を開始

（※1）レジデンストラック

本件措置により例外的に相手国又は本邦への入国が認められるものの、相手国又は本邦入国後の14日間の自宅待機は維持される、主に駐在員の派遣・交代等、長期滞在者用のスキーム。

（※2）ビジネストラック

例外的に相手国又は本邦への入国が認められ、「活動計画書」の提出等の更なる条件の下、相手国又は本邦入国後の14日間の自宅待機期間中も、行動範囲を限定した形でビジネス活動が可能となる（行動制限が一部緩和される）、主に短期出張者用のスキーム。

本資料は情報提供を目的として作成されたものであり、投資勧誘を目的としたものではありません。作成時点で、第一生命経済研究所調査研究本部経済調査部が信ずるに足ると判断した情報に基づき作成していますが、その正確性、完全性に対する責任は負いません。見直しは予告なく変更されることがあります。また、記載された内容は、第一生命保険ないしはその関連会社の投資方針と常に整合的であるとは限りません。

